

財務省告示第三十六号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十九年一月九日に買入消却した国債の  
 名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年二月五日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

合	”	利付国債 ・券 十（ 五変庫	国債の 名
	”	第三十六回	記号
計	”	二百五十億円	総額 面金額の
五百億円	”	一九 銭十三 円八十	額面 たり金 の額 買入 円